

共通到達度確認試験の進級判定への活用方法

1. 共通到達度確認試験について

共通到達度確認試験^(※)は、「法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月 法曹養成制度改革推進会議決定）」等を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とすることを目的とするもの。

(※) 国において、これまで4回の試行試験を重ね、平成31年3月に最後の試行試験となる第5回試行試験を実施予定。

平成31年度からは、法科大学院協会及び日弁連法務研究財団が主体となり、本格実施へと移行。共通到達度確認試験の成績を各法科大学院が法学未修者コース1年次から2年次への進級判定の資料の一つとして活用することとなる。

この度、共通到達度確認試験成績の進級判定への活用方法について、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの審査対象校における検討状況の把握を行ったところ、概ね適切な活用方法となっていた。

今後、各法科大学院が、試験実施主体との緊密な連携を図りつつ、より適切な運用の実現に資するため、速やかに各法科大学院へ事例を共有するとともに、見直しが必要な法科大学院には、自主的な対応を促すこととしたい。

2. 1年次から2年次への進級判定に活用している例

① 共通到達度確認試験の成績とGPAにより進級判定を行う例

未修1年次から2年次への進級判定に当たり、2つの指標を組み合わせることで、適確な判定を行う。

- 1) GPA●以上：進級を認めるが、共通到達度確認試験の成績が不良である場合には、個別指導と経過観察を行う。
- 2) GPA●未満：共通到達度確認試験の成績が良好でも、進級させない。
- 3) GPA●以上●未満：GPAと共通到達度確認試験の成績を相関的に考慮し、進級を判定。

3) について、具体的な進級要件は以下のとおり。

GPA●以上●未満：共通到達度確認試験の成績が全国平均以上。

GPA●以上●未満：共通到達度確認試験の成績が全国の上位6割以上。

GPA●以上●未満：共通到達度確認試験の成績が全国の上位7割以上。

② 共通到達度確認試験の成績と面談等により進級判定を行う例

共通到達度確認試験の成績が一定水準に達しなかった者は、面談等を実施し、

- ① 学内成績が優秀であり、面談等により本人の学修到達度に問題がないと評価される場合には、進級を認める
- ② 学内成績は優秀であるが、面談等より本人の学修到達度に一定の問題があると認められる場合には、一定の課題を課した上で、進級を認める
- ③ 学内成績が一定の水準に達しておらず、かつ、面談等により2年次への進級に必要とされる学修到達度に達していないと評価される場合には、2年次への進級を認めない

こととする。

③ 共通到達度確認試験の成績を特定科目の単位認定に活用する例

学内の基準により進級判定を実施するものの、共通到達度確認試験の成績が一定の水準に達しなかった科目については、再度、1年次配当科目を履修し直しさせることとした上で、当該科目について、2年次で再度、共通到達度確認試験を受験させ、一定の水準に到達しなかった場合には、3年次への進級を認めないこととする。